

# 夏の福井市を美しくする運動

7月9日(日)～7月16日(日)

私たちの自治会は

\_\_\_ 月 \_\_\_ 日 ( \_\_\_ ) の \_\_\_ 時からです

(予備日 \_\_\_ 月 \_\_\_ 日)



清掃場所： \_\_\_\_\_

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)

3 すすんで くふうをこらし 清潔で美しいまちを 作りましょう

実践目標：ふるさとを 今よりもっと 美しく (平成 31 年 4 月改定)

- 私たちのまちをみんなの協力できれいにしましょう。
- ごみは種類ごとに分別して、指定の収集日に出しましょう。
- 美しくする運動の中で、捨てない・汚さない心を育てましょう。



福井市自治会連合会  
福井を美しくする会連絡協議会  
不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会

【問合せ先】

- 福井市を美しくする運動に関して  
不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会事務局(生涯学習課内) 20-5361
- 不燃粗大ごみ、一般可燃・不燃ごみに関して  
収集資源センター 35-0052
- 可燃粗大ごみに関して  
クリーンセンター 53-8999
- 道路側溝の泥土の回収に関して  
福井市役所 監理課 20-5555
- 河川清掃の事前相談、水路の泥土回収に関して  
福井市役所 河川課 20-5492
- 公園の草に関して  
福井市役所 公園課 20-5460



※詳細は、裏面をご覧ください。

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会のホームページもご覧ください。



# 一斉清掃で出たごみの処理についてのお願い

## ①ごみステーションに出すごみ

燃やせるごみ	指定ごみ袋（家庭用）に入れて、「燃やせるごみの日」に、ごみステーションに出してください。 ※量が多い場合、何回かに分けて収集する場合があります。
燃やせないごみ (空き缶・空きびん等)	指定ごみ袋（家庭用）に入れて、「燃やせないごみの日」に、ごみステーションに出してください。 ※清水・越前地区はそれぞれの専用コンテナに出してください。
草 ※公園の草は除く。	必ず、泥や土を落とし、指定ごみ袋（家庭用）に入れて、「燃やせるごみの日」に、ごみステーションに出してください。（地区において処理できる場合は、各地区にて処理してください。ただし、野焼きは禁止です。）

◆指定ごみ袋（家庭用）には「自治会名」及び「清掃運動」と書いてください。

◆ごみ袋が多数になる場合は、何回かに分けて各地区の指定日に、ごみステーションへ出してください。

## ②市が収集可能なごみ（ごみステーションの利用は禁止です。）

公園の草	必ず、泥や土を落とし、指定ごみ袋（家庭用）に入れて、公園入口付近の邪魔にならない場所にまとめ、7月10日（月）～7月18日（火）に <b>公園課（20-5460）</b> に場所と個数等を連絡してください。	※回収には時間がかかる場合があります。
側溝の泥や土 (市が管理する側溝や水路)	後始末は各自治会でお願いします。 ・やむを得ない場合にのみ、7月10日（月）～7月18日（火）に、 <b>側溝の泥土については、監理課（20-5555）</b> まで、 <b>水路の泥土については、河川課（20-5492）</b> まで、土のうの個数と場所等を御連絡ください。 <b>（市道の側溝及び市が管理する水路の泥土のみ回収します。河川を清掃する際は、必ず事前に河川課にご連絡ください。）</b> ・回収を依頼する場合、必ずごみ（空き缶等）を取り除いて泥土だけにし、土のう袋に適度に詰め、袋の口を縛った上で、邪魔にならない場所にまとめてください。（泥を落とした空き缶等は、ごみステーションに出してください。） ・ <b>泥土以外のごみ、ごみが混在した泥土、袋詰めされていない泥土は回収できません。</b>	

## ③持ち込んでいただくごみ（ごみステーションの利用は禁止です。）

燃やせる粗大ごみ	<p>持込期間：7月9日（日）～7月21日（金）ただし、15日（土）、16日（日）、17日（月・祝）は除く。 ◆期間を過ぎてからの持込みは<b>有料となります。</b></p> <p>受付時間：7月9日（日）9：00～11：30 7月10日（月）～7月14日（金）8：30～12：00 13：00～17：00 7月18日（火）～7月21日（金）8：30～12：00 13：00～17：00</p> <p><b>持込み先：クリーンセンター</b>（福井市寮町50-41 Tel.53-8999） 持込める物：木製品、畳、ふとん、じゅうたん、カーペットなど</p>
燃やせない粗大ごみ	<p>持込期間及び受付時間：同上</p> <p><b>持込み先：収集資源センター</b>（福井市南江守町2-1 Tel.35-0052） 持込める物：金属製品、自転車（盗難届の有無について要警察確認）など</p>

◆減免申請の際必要ですので、自治会の印鑑（ない場合は自治会長の私印も可能）を、必ず御持参ください。

◆産業廃棄物は下記④「処理困難物」として対応をお願いします。

## ④自治会で対応していただくごみ（市で処理することができないごみ）

家電4品目	<p>エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目につきましては、リサイクルが義務付けられていますので、<b>郵便局でリサイクル券を購入した上で</b>、指定引取場所へ持込みをお願いします。</p> <p>指定引取場所（日曜・祝日は除く）：<b>池田金属株</b> Tel.21-3131 <b>日本通運株福井支店</b> Tel.36-5561</p>
処理困難物	<p>コンクリート、消火器、車の部品、バッテリーなどは、市が収集も処理もできないものです。処分する場合は、専門の処理業者に依頼してください。 <b>有料となります</b></p>
パソコン	<p>リサイクルが義務付けられています。処理方法は、各メーカーにお問合せください。 <b>一部有料となります</b></p>

◆処理費についてはごみステーション美化協力金等を御活用ください。

※**家庭のごみは一斉清掃の対象ではありませんので御注意ください。**